

(金抜)																			
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

高知県 高知市 箕山町

令和3年度国史跡土佐藩主山内家墓所保存整備工事 実施設計書

作業区分

請負

完成期限 令和 4年 3月25日

令和 3年10月 1日 積算単価適用

□ 金抜設計書

設計変更により請負金額を変更する必要が生じた場合は、
「請負更正金額等の算出方法について(通知)」により、変更
の協議を行うものとする。

工事概要		起工又は変更理由	
仮設石段修復工	1.0式		
仮設道路工	1.0式		
図面番号		FROM	TO
整理番号		-	-

特記仕様書

第1条 土木工事共通仕様書の適用

1 本工事の施工にあたっては、「高知県建設工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
但し、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合は、この限りではない。

第2条 環境物品等の調達の推進（グリーン購入法）

1 本工事において「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「高知県グリーン購入基本原則・基本方針及び実施計画」に基づき重点調達品目について積極的な利用をすること。なお、重点調達品目の中でも木材・木製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法令に照らして合法などを使用することとする。

第3条 県内産資材の優先使用
1 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。
なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。

注1：県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。

ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注2：県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

第4条 木製型枠の使用

1 木製型枠とは、杉、檜の間伐材等を板材に加工したものと接木を組み合わせて作成した型枠（以下「木製型枠」という。）をいう。また、一般型枠とは、鋼材または、合板で作成した型枠（以下「一般型枠」という。）をいう。

2 設計図書等に「木製型枠」と明示している構造物は、木製型枠を標準的に使用すること。ただし、止め型枠・ハチ部への一般型枠の使用は可能とする。

3 高知県内産材を用いて木製型枠を製造する事業所は、高知県ホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/> 林業振興・環境部木材産業振興課のページ）に

掲載しているので参考にすること。

なお、県外産材で製作した木製型枠を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打ち合せ事項に記載し監督職員の確認を受けること。

4 木製型枠は、型枠の現場搬入時から型枠組立、型枠脱型までの施工期間中に現場で木製型枠であることの確認を受けなければならない。確認の方法については、県産材で製作した型枠及び県産材材料には製造者が証明（スタンプ等）を行っているため、その箇所を工事監督職員に提示することで確認とする。

5 木製型枠を耐用できない事由があり、一般型枠を使用する場合も、その耐用理由を施工計画書の打ち合せ事項に記載すること。ただし、その場合は一般型枠への設計変更を行う。

6 受注者は、発注者が行う木製型枠に関する調査に協力しなければならない。
第5条 木材等を使用した公共土木施設の実績調査

1 本工事の受注者は、木材等を使用した公共土木施設の実績調査の実績調査表を作成し提出しなければならない。

なお、木材の利用の有無を問わず「木材等を使用した公共土木施設

2 調査表の作成要領、提出について
(1) 調査様式（木材・木製型枠・木製看板を利用した公共土木工事実績調査表）を作成し提出しなどおりとする。
木材産業振興課のページから、ダウンロードする。
(2) 記載要領を参考に必要事項を調査様式に記入し、電子納品物に格納し提出する。なお、紙納品の場合には、工事管理資料とは別にCD-R等に納めて工事完了後7日以内に監督職員へ提出すること。

第6条 工事現場における県内産木材の木製品使用
1 受注者は、工事請負金額（消費税含む）が250万円以上の場合、「高知県産材利用推進方針」の行動計画に基づき、仮設施設や保安施設等の工事用仮設に関する資材は以下の通り、木製品を使用しなければならない。
ただし、これらに開する経費は諸経費に含むものとする。

(1) ア～オの資材のうち、いずれかに必ず木製品を使用すること。
ア 揭示板（現場組織表、緊急連絡先など公衆に知らせるため設置するもの）
イ 工事看板（1ヶ所以上）
ウ バリケード（1品以上）
エ 木製クッションドーム（1品以上）

オ 交通安全管理等の標示板

特記仕様書

ただし、供用中の道路上に係る工事の施工に用いる交通安全管理制度用標示板の様式

仕様等（形態、寸法、色彩ほか）は、「道路工事の安全施設設置要領（案）」
(平成8年3月)に準拠すること。

(2) 上記1の資材を必要としない工事、委託業務については、その旨を施工計画書
に記載し監督職員の確認を得ること。
その場合は、上記1以外の仮設備、保安施設等の工事用仮設資材で木製品をでき
るだけ1品以上使用すること。

例：現場事務所の棚、机、靴箱、ベンチ等

注1：木製品とは、県内産木材で作成した製品または県内産木材の板材を受注者が加
工したものとする。
注2：別工事で購入（加工）した木製品の使用も可とする。

注3：使用する木製品については、施工計画打ち合わせ時に監督職員に報告すること。

注4：県内産木材使用（納入）証明書は必要としないが、木製品の写真を工事写真に
納めるること。

第7条 個人情報の保護

1 受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報を取扱いについては、
高知県個人情報保護条例を遵守すること。
参考)個人情報保護制度に関するアドレス：
<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-kojin-index.html>

第8条 ダンプトラック等による過積載の防止

1 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込まないことを。
2 さしづけ装着車等に土砂等を積み込まず、また積み込まないことを。
3 過積載車両、さしづけ装着車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長する
ことのないようにすること。

4 取引関係のあるダンプトラック事業者が過積載を行い、まさしく装着車等を土
砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

5 建設発生土の処理及び資材の購入等にあたって、下請け業者及び資材納入業者の
利益を不当に害することのないようにすること。

6 以上のことにつき受注者は、下請け業者を十分に指導すること。

第9条 軽油単価の適正な適用

1 本工事において、受注者もしくは受注者の下請業者等が使用する建設機械の動力
源に使用する軽油において、軽油引取税の課税対象の免許証の交付及び承認がある
場合は、すみやかに受注者に報告しなければならない。また、その場合、該当する

建設機械に使用する軽油単価は免税後の単価に変更するものとする。

第10条 不正軽油の使用禁止
1 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正
軽油を使用してはならない。

注：不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けな
いで製造又は譲渡された次のものをいう。
① 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの
② 軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯
油等）を混和して製造されたもの
③ 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、灯油等）

2 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければな
らない。
第11条 工事実績データ作成、登録
1 高知県建設工事共通仕様書共通編1-1-1-5に基づき、受注者は工事費負担額
500万円以上（単価契約の場合に登録不要）の全ての工事について、工事実績情
報サービス（コリズ）に受注・変更（工期、請負代金額、技術者）・完成・訂正時
の工事実績データを登録しなければならない。

第12条 公共事業労務費調査に対する協力

1 本工事が高知県の実施する公共事業労務費調査の対象工事になった場合は、受注
者は、調査票等に必要な事項を正しく記入し高知県に提出する等、必要な協力を行わ
なければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
2 調査票等を提出した事業所を高知県が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受
注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事
の工期経過後においても、同様とする。

3 公共事業労務費調査の対象工事になった場合に正確な調査票等の提出が行えるよ
う、受注者は、労働基準法等に従って就労規則を作成するとともに賃金台帳を調製
・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行ってお
かなければならぬ。
4 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下
請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前3項と
同様の義務を負う旨を定めなければならない。

第13条 施工形態動向調査等に対する協力

1 本工事が高知県の実施する施工形態動向調査等の対象工事となつた場合は、受注者

特記仕様書

は、調査票等に必要事項を正確に記入し富知県に提出する等、必要な協力を行わなければならぬ。なお、調査費用は設計変更により計上することとする。

第14条 再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出

1 受注者は、建設資材の利用量の大小に關わらず工事請負金額が100万円以上の場合は、建設副産物利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式1）を建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。

2 受注者は、建設副産物の発生量・搬出量の大小に関わらず工事請負金額が100万円以上の場合、再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式2）をCOBRISにより作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。

3 COBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ（<https://www.recycle.jacic.or.jp>）より、利用申請等を行うことができる。

4 受注者は、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完了後1年間保存するこど。

第15条 産業廃棄物管理票等の提出

1 受注者は、本工事に伴い発生する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）について、産業物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）を遵守し工期内に最終処分（埋立処分、海洋投げ処分、又は再生）を終了しなければならない。また、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されることを確認するとともに発注者にそのE票の確認を受けなければならない。

ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが、最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しなければならない。この場合、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にそのB2票の確認を受けなければならない。また、最終処分終了後すみやかにE票の確認を受けなければならない。なお、廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合は、監督職員と引渡し協議するものとする。

第16条 建設副産物対策（建設副産物処理の数量確認）

本工事において、現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から建設副産物を搬出する場合、受注者は、搬出時等に以下のいずれかの作業を行い撮影したデジタル写真（電子データ）等を設計数量の確認資料として、監督職員に提出等をするものとする。

（作業内容）

（1）建設副産物の処理数量を重さ（「t」）の単位とする場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（各種載重量別車両毎に1工程以上（以下「代表写真」という。））

②受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールにて、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。

③受注者は、監督職員に①の電子データを提出し、②の記録を提示する。

（2）建設副産物の処理数量を体積（「m³」）の単位とする場合次の一）から3）のうち、いずれかの方法により確定する。

- 1) コンクリート殻、アスファルト設及び土砂など堆山の状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。
- 2) 建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）
- 3) 地山状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができるに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に以下により確認する。

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。

（全車写真）

特記仕様書

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

④受注者は、監督職員に②③の電子データを提出する。

(3) 受注者と処理施設との間の処理数量を「台数」による契約とする場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬車を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。

（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

(4) 建設副産物（建設発生木材（伐採木を含む））を木材市場等に搬出する場合

①受注者は、木材を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。

（木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の壳卸を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、運別をしたもののは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない。）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

③受注者は、監督職員に②の電子データを提出し、木材市場等の受入伝票等を提示する。

第17条 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

1 工事の施工について、監督職員の立会を要する工種は施工計画打合せにより定めるものとする。

第18条 工事完成図書の記録方法（電子納品）

1 本工事における工事完成図書の記録方法については、電子納品に関する基本方針（平成23年6月24日付け23高建管第610号）に基づき実施すること。

基本方針本文

公共事業にかかる委託業務の成果品及び請負工事の工事完成図書の記録方法については、電子納品運用に関するガイドライン（委託業務編・工事編）を適用する。

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）
③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）
④受注者は、監督職員に②③の電子データを提出する。

(3) 受注者と処理施設との間の処理数量を「台数」による契約とする。

2 電子納品運用に関するガイドラインについては、高知県ホームページの技術管理課のページを参照すること。
[\(https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/\)](https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/)

第19条 電子納品で提出されたデジタル写真

1 電子納品により引渡しを受けた工事完成図書のデジタル写真については、無断複数等についての調査を行うことがある。

なお、調査した結果、無断複数の疑いのあるものについては、検査及び引渡し後であっても書面による事実確認を行うものとする。

第20条 デジタル工事写真の小黒板情報電子化

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができます。対象工事では、以下の1から4の全てを実施することとする。

1 対象機器の導入
受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、高知県建設工事技術管理要綱の第9条（写真管理）2撮影基準に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調査のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL [https://www.cryptrec.go.jp/list.html] ）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CLM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」

特記仕様書

を参照すること。ただし、使用機器を限定するものではない。

- 2 デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入
受注者は、前項1の使用機器を用いて小黒板情報を電子的記入と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)2撮影基準による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。
- 3 小黒板情報の電子的記入の取扱い
本工事の工事写真の取扱いは、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)及び高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.1版(工事編)の表_2-1電子納品に関する要領・基準に定めるデジタル写真管理情報基準に準ずるが、前項2に示す小黒板情報の電子的記入に関するガイドライン第5.1版(工事編)の5-3.デジタル写真の編集で規定されている写真編集には該当しない。
- 4 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品
受注者は、前項2に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黒板情報電子化写真」という。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL(<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真的信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

- 第21条 施工管理
1 品質管理は「高知県工事技術管理要綱 品質管理基準」により実施し、その他の試験区分に係る試験項目は必要に応じて試験を行うものとする。

- 第22条 排出ガス対策型建設機械
1 本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付国総施第225号)、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(国土交通省告示第348号、平成18年3月17日)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を、本工事において使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明等により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等となります。

ただし、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。また、請負金額(税込み)が5千万円以下の工事については、未対策型建設機械を所有しており、新たな出費を強いられる等の理由がある場合は、施工計画打ち合せ時に監督職員と協議し、止むを得ないと判断された場合は、未対策型建設機械を使用することができるものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、電子納品の際に施工状況写真に格納すること。

機種

- ・バックホウ
- ・トラクタショベル(車輪式)
- ・ブルドーザ
- ・発動電機(可搬式)
- ・空気圧縮機(可搬式)
- ・油圧エニット(次に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの)
- ・油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式坑压入引抜機、アースオーナー、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機
- ・ロードドローラ、タイヤローラ、振動ローラ
- ・ホイールクレーン(ラフテーンクレーンを含む)

※対象はディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。

第23条 交通誘導警備員の配置
1 交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等

特記仕様書

の他職種の者を従事させではない。
ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでない。

- 2 交通誘導警備員Aが必要な交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務を行いう場所ごとに、
一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を交通誘導警備業務に係る
1人以上配置することとする。
なお、配置する警備員の検定合格証の写しを事前に監督職員に提出し、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同資料を提出することとする。
- 3 交通誘導警備員Aが必要でない交通誘導警備業務については、警備業者の警備員であれば、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員である必要はない。

また、警備業者の警備員の配置が困難な場合は、別に定める手続きにより、警備業者の警備員によらず建設作業員等の他職種の者を交通誘導員として従事させることができることがある。なおその際、受注者は、交通誘導に関する安全教育を建設作業員等に行なつたうえ、交通誘導員として専任させること。

- 4 交通誘導警備員の現場までの通勤が長時間となる場合は、事前に移動距離および移動時間が確認できる資料を提出し監督職員と協議を行うものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

第24条 成績評定の公表

- 1 「高知県建設工事成績評定要綱【R2年4月1日版】（令和2年4月1日以降
契約する工事に適用）」で、成績評定を行なった場合は、「工事成績評定について
(通知)」及び「項目別評定点」を公表することとする。
詳しくは、高知県ホームページ技術管理課ページに掲載している、同要綱（第9条
）を確認すること。

第25条 設計図書の変更

- 1 設計変更等については、建設工事請負契約書第18条から第20条及び第22条
から第25条並びに高知県建設工事共通仕様書共通編1-1-1-13から
1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きた
ついては、「建設工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和2年4月
(高知県土木部)）」によることとする。

第26条 法定外の労災保険の付保

- 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第27条 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る措置

- 1 本工事において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する
場合は、監督職員と協議の上、必要と認められる費用については、変更契約で
きるものとする。
なお、実施にあたっては、施工計画書に実施内容および実施期間を明記する
とともに、履行状況について、写真等により監督職員に報告すること。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、工期の延長が必要な
場合には、監督職員と必要期間を協議し、変更できるものとする。
- 2 上記1により変更契約した金額が、他の契約（県以外も含む）と重複した金
額であつてはならない。なお、変更契約後に他の契約（県以外も含む）との重
複が判明した場合は、減額変更または返納を求める場合がある。

特記仕様書（追記）

I . 総則

1. 本「特記仕様書（追記）」は令和3年度 国史跡土佐藩主山内家墓所整備工事について規定する。ただし、この仕様書は概要を示すものであり、記載外の事項又は疑義を生じた場合は、すべて監督職員の指示に従うこと。
なお、先に示す「特記仕様書」と重複する内容については、本仕様書が優先する。
2. この仕様書でいう『監督職員』とは、公益財団法人土佐山内記念財団職員またはその指定する代理者とする。監督職員の指示および承認した事項で重要なものは、速やかに書面により監督職員の認印を受けること。
3. 原設計仕様書を変更する必要のある時は、下記の要領により設計変更を行う。
 - (1) 変更の内容を明示する図面・仕様書を作成する。
 - (2) 変更に伴う金額の増減・工程の変化等を明示した文書を作成する。
 - (3) 発注者・設計者・請負者の合意を必要とする。
4. 現場のおさまりや取合せ等の関係で、材料の寸法・取付け措置または工法を多少変更、あるいはこれらによって取付け数量をいくぶん増減する等の軽微な変更は、監督職員の指示によって行う。
5. 請負者は、契約後速やかに現場代理人、その他技術員の経験資格および担当業務内容を明示した人員表を、監督職員に提出して承認を受けること。
6. 協力業者ならびに材料メーカーリストを監督職員に提出し、さらに特殊技能を必要とする工事に関しては、技能者の経歴書を提出し、承認を受けること。
7. 工程表
 - (1) 総合工程表 契約後、全工事にわたる総合工程表を、監督職員に提出して承認を受けること。なお、総合工程表は、主要工事段階が明示されているものでなければならない。
 - (2) 詳細工程表 総合工程表の承認後、それぞれの工事区分について、詳細工程表を監督職員に提出し、承認を受けること。
 - (3) 工程表の変更 やむを得ない理由で工程の変更を要する場合は、あらかじめその理由を付して監督職員まで申し出て、承認を受けること。
8. 工事に先立ち請負人は施工計画書ならびに施工図を作成し、監督職員の承認を受けること。

9. 仮設設計書・重機計画書・仮置計画書・搬入計画書・仮囲い図・仮設用水排水関係図
・仮設動力関係図・機械備品一覧表等の計画書を必要に応じて監督職員に提出し、承認
を受けること。

10. 工事関係者相互間の連絡を図るため、下記要領により協議打合せ会議を開く。会議の
際には議事録を作成し、指示がある場合はこれを提出する。

- (1) 開催日 必要に応じ隨時開催
- (2) 出席者 監督職員・現場代理人・担当技術員等
- (3) 議題 工事進行状況および問題点の検討・その他

11. 施工にあたっては作業日報を作成し提出すること。記載事項は毎日の気温・天候・工
事進捗概要・その他監督職員の指示する事項とすること。

12. 品質管理

- (1) 検査 仮設工事用の材料および特に記載されたものを除き、材料はすべて
新品とし、監督職員の検査を受け合格したものを使用すること。
- (2) 見本 監督職員の指示する材料、仕上げの程度、色合い等はあらかじめ見
本等を提出して承認を受けること。
- (3) 試験 必要に応じて試験を行う。材料試験試供体は監督職員立会の上で採
取し封印または検印を受け、監督職員の承認する試験所で試験を行
い、その成績書を提出して承認を受けること。
- (4) 検査または
試験の標準 検査または試験は、日本工業規格（JIS）および日本農林規格
（JAS）を標準とし、規格の制定のないものについては、この仕
様書の該当各項および監督職員の指示による。
- (5) 検査費用等 検査または試験に直接必要な費用は、すべて請負者の負担とする。
- (6) 検査又は試
験後の処置 検査または試験終了後、合格した搬入材は指定の場所に整頓して保
管し、不合格となった搬入材は直ちに場外に搬出し、速やかに代品
を納入して、工事の進行に支障を起こさないようにすること。
- (7) その他 一般仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指
定工法もしくは監督職員の指示工法とする。

13. 使用機械

(1) 低騒音型・低振動型建設機械

本工事の施工は「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(平成9年建設省
告示第1536号、一部改正平成13年国土交通省告示第487号)」に基づき指定された低騒
音型建設機械を使用するものとする。ただし、同規定に記載されていない機種、規格の
建設機械により施工する場合は、この限りではない。なお、低騒音建設機械を現場に供
給するのが著しく困難な場合は、監督職員と協議し、普通型の建設機械を使用するこ
ができる。

(2) 排出ガス対策型建設機械

本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発249号 最終改正平成9年10月3日建設省経機発第126号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械が使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題

「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出すること。

【機種】

①バックホウ、②トラクタショベル(車輪式)、③ブルドーザ、④発動発電機(可搬式)、
⑤空気圧縮機(可搬式)、⑥油圧ユニット(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの)
油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケイシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケイシング掘削機、⑦ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、⑧ホイールクレーン

【備考】

ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。

14. 施工の検査

- (1) 各工事は、あらかじめ監督職員の指定した工程を達したときに検査を受け、合格承認を得たのち、次の工程に移ること。
- (2) 検査項目は、各種材料、仕上げ検査等とする。立会検査は、遺方時、各種試験施工、各種工事の途中段階とする。
- (3) 施工後に検査が不可能または困難な工事は、その施工にあたり監督職員の立会を受けること。

15. 本工事施行に必要な諸官公署その他への手続きは、請負者の責任において速やかに行うこと。

16. 工事現場の管理は、労働基準法・労働安全衛生規則、その他関係法規に従い遺漏なく行うこと。また、工事現場の労働者等の出入りの監督及び風紀(服装・態度等)・衛生の取締り、ならびに火災・盗難その他の事故防止について十分に注意を払うこと。特に、史跡地内である本工事区域内では、火気の使用を禁止する。喫煙は決められた場所で水を溜めた灰皿を用意して行い、必要に応じて消火器等を用意して防火に努めること。

17. 工事施工途中において、各工事の仕様項目に明示したものの他、監督職員が必要と認めた場合には、樹木・道その他に対し、損傷を与えないよう養生を施すこと。
- また、工事施工にあたり、敷地内及び近隣の諸施設に損傷を与えないよう十分な配慮を払うとともに、工事に対する公害及び苦情等については請負者の責任において解決にあたること。万一損傷を与えた場合は監督職員の指示に従って速やかに復旧補償にあたること。
18. 工事完了に際しては、工事区域周辺の後片付けおよび清掃を行うこと。
19. 工事竣工引き渡し後、竣工上の欠陥あるいは使用材料の不良により生じた破損および故障箇所は、直ちに無償で修理する。ただし、契約書または特記に保証期間明記のもの、及び県に規定のあるものはこれに従うこと。
20. 本工事は文化財保存を目的にしたものであるから、請負者は各工事の担当者に対しても十分その意義を理解せしめ、誠実かつより良い文化財環境が得られるよう留意して工事の施工を行うこと。また、工事中遺物その他を発見した場合、直ちに工事を中止し、監督職員に届出て指示を受けること。
21. 本工事は史跡内で行う工事であるから、施工にあたっては十分留意し、指定の工事範囲を拡大することのないよう努め、仮囲いを設置すること。また、工事内容の概要を示した立て看板を設置し、来訪者への文化財環境整備工事への普及啓発を行うこと。なお、記載内容及び設置位置については、現場にて監督職員の承認を受けること。

II. 特記事項

1. 工事準備

- ①基準はK. BMを基準とすること。なお、測量成果簿は別途貸与する。
- ②遣方は、工事中絶えず確認し、正確に保持すること。

2. 準備工

- ①切株及び支障木伐採、フェンス及び車止め撤去作業にあたっては、監督職員の立会・指導のもと、遺構等の保全に留意しながら細心の注意を持って施工すること。
- ②撤去したフェンス及び車止めは、監督職員の指示する箇所に仮置きすること。
- ③本工事で使用する材料は、製品サンプル・カタログ等を提出して監督員の承認を得ること。

3. 仮設道路工

<作業道①>

- ①原地盤面、石垣遺構に損傷を与えないよう細心の注意を払い、施工箇所に不織布を敷設し、施工すること。
- ②本工事に使用する大型土のう及び土のうの中詰土とソイルセメント舗装に使用する土は、高知県が保管する残土置き場からの流用として積算しているが、指定事項ではない。ただし、土取場が近くなる等、安価となる場合は変更の対象とする。
- ④大型土のう制作・据付に当たっては、急峻な斜面上での作業であり、安全に注意のうえ施工すること。なお、大型土のう①は H=50cm 以上とすること。
- ⑤路体となるクラッシャラン(C-40)は、施工後の変状等生じないよう十分締め固めること。
- ⑥表層は土とセメントを混合したソイルセメント舗装とする。土とセメントの配合量は体積比 4 % とし、施工前に試験施工を実施すること。

なお、本工事は「六価クロム溶出試験」の対象工事であるため、配合設計段階で 1 様体、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

- ⑦大型土のうは、遮水シート（#3000 グリーンシート）を敷設し、アンカーピンで固定すること。
- ⑧大型土のう（土のう）の高さは、表層より高くなるように土のうで調整すること。
- ⑨庭石、灯籠、遺物は監督員の指示する箇所に細心の注意を払い移設すること。なお、遺物については原位置の座標を記録しておくこと。

<作業道②>

- ①石段はゴムマットを敷設して養生し、単管パイプと足場板を組み立て、作業道を設置する。請負者は事前に施工図を作成の上、監督員の承認を得ること。
- ②工事休止となる前日には安全点検を入念に行い、工事休止日においても問題が生じないよう細心の注意を払うこと。

<作業道>

- ①現地盤面、石段等に損傷を与えないよう細心の注意を払い、不織布を敷設し、クラッシャラン(C-40)を敷均すこと。また、必要に応じて土のう等により不陸を整えること。
- ②参道部の作業道の両端部は、クラッシャラン(C-40)が流出しないように土のうを2段積みすること。

4. 仮設石段修復工

- ①石段崩落部に大型土のう①を設置すること。なお、設置の際、石段に損傷を与えないよう細心の注意を払うこと。

5. その他

- ①本工事施工に際し、その他の不明な点又は、図面・仕様書で判断のつかない場合は、監督職員の指示を受けること。
- ②工事に必要な測量は請負者負担で行うこと。
- ③本工事は整備委員会を設けており監督職員の承諾後も委員会の決定により変更が生じる可能性があるため、この場合には請負者負担で直ちに変更に応じること。

6. 工事カルテ作成、登録

請負者は、受注時又は変更時において工事請負金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約10日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜、(財)日本建設情報総合センターに登録しなければならない。ただし、工事請負金が500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時ののみの登録とする。また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際にはその写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時完成物の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

施工条件明示書

明示事項（説明書）

【工程関係】

1. 他の工事による施工時期及び全体工期等への影響・・・・無

2. 施工時期、施工時間及び施工方法の制限・・・・無

3. 当該工事の関係機関との協議の未成立事項・・・・無

4. 他官庁等の特定条件による影響・・・・無

5. その他・・・・無

【用地関係】

1. 工事用地等の未処理部分・・・・無

施工条件明示書

明示事項（説明書）

2. 仮設ヤード等に官有地及び差注者借り上げ地の使用・・・・無

【安全対策関係】

1. 交通安全施設等の指定・・・・無

2. 近接する公共施設・・・・鉄道・ガス・電気・電話・水道

(1) 施工方法

県道路側沿いに電気・電話等線路が架設されているため、資材搬入時等注意施工のこと。

3. 防護施設の必要・・・・落石・土砂崩落・・・・無

4. 発破作業等の保安設備及び保安要員の配置の指定・・・・無

5. 発破作業等の制限・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

明示事項（説明書）

【工事用道路関係】

1. 一般道路を搬入路として使用する場合

- (1) 経路、期限の制限・・・・・無

(2) 使用中及び使用後の処置・・・・・無

2. 仮設路を設置する場合

- (1) 安全施設等の設置の必要・・・・・無

(2) 工事終了後の措置・・・・・存置

本仮設道路は国史跡指定区域内に設置し、最長10年程度、今後発注する後続工事で使用する計画であるが、その撤去は「原形復旧」を原則とするものである。設置にあたってはその旨、十分留意のうえ施行すること。

(3) 維持及び補修の必要

仮設道路の変状・洗掘等により、法面崩壊等想定される場合は、速やかに補修等行う

施工条件明示書

明示事項(説明書)

ものとする。

3. 一般道路の占用・・・・無

【仮設備関係】

1. 仮留、仮橋、足場等の仮設物を次年度に使用又は転用、兼用の予定・・・・無

2. 仮設備の構造、施工方法の指定・・・・無

3. 仮設備の設計条件・・・・無

【建設副産物関係】

1. 残土の捨土条件・・・・無

2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要・・・・無

施工条件明示書

明示事項（説明書）

3. 産業廃棄物の処理条件（*処理を委託する場合は、委託契約条件締結のうえマニフェストを使用のこと）

(1) 木くず（根・株）

処理場所 (有) 互美商
(木くず-37) L=18. 6km (往復)

処理方法 (指定) 破碎

(2) コンクリート殻

処理場所 田中石灰工業（株）円行寺中間処理事業所
(再生骨材1) L=5. 6km

処理方法 (指定) 再生処理

※上記については、「処理方法」は指定とするが、「処理場所」は、積算上の
条件明示であり指定事項ではない。

【公害対策関係】

1. 公害防止（騒音・振動・粉じん等）のため、施工方法、機械施設・作動時間等の制限・・・・無

2. 第三者に被害を及ぼすことの懸念・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

明示事項（説明書）

【工事支障物件関係】

1. 地上、地下等の支障物件・・・・無
2. 地上、地下等の占用物件工事と重複施工・・・・無

【排水工（濁水処理を含む）関係】

1. 濁水、湧水等の処理対策の指定・・・・無

【現場環境改善関係】

1. 現場環境改善費・・・・無

【その他】

1. 工事用資機材等の保管指定・・・・無

施工条件明示書

明示事項（説明書）

2. 工事現場発生品の処理指定

(1) 車止めポストは撤去後、監督員の指示に従い墓所敷地内に存置する。

3. 支給資材及び貸与品・・・・・無

4. 工事用電力等の指定・・・・・無

5. 交通誘導警備員の配置

(1) 工事期間中の安全確保のため、交通誘導警備員の配置人数は下記を予定している。

交通誘導警備員 B 10 人

なお、交通誘導警備員の配置については、事前に監督職員と協議すること。

6. その他

(1) 本工事は仮設であるが、全て文化庁の許可を受けて行うものであるため、指定仮設である。

(2) 施工上やむなく変更が必要となる場合は、国に事前に協議したうえで契約変更協議を行うことになるため、極力変更しない方向で施工すること。

工事費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
本工事費					
公園緑地整備・改修					
施設整備					
仮設工					
石段修復工					
石段修復工	式	1			明細表 第1号
仮設道路工					
作業道①(傾斜部) $W=2.0m$	式	1			明細表 第2号
作業道(平坦部) $W=2.0m A=48.0m^2$	式	1			明細表 第3号
作業道②(石段部) $W=2.0m L=7.5m$	式	1			明細表 第4号

工事費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
U型/側溝布設(起点部 300A 300*300*600 L=9.00m)	式	1			明細表 第5号
仮囲い等設置	式	1			明細表 第6号
交通管理工					
交通誘導警備員	式	1			明細表 第7号
直接工事費計					
共通仮設費積上分					
準備費	式	1			
木根等処分費	式	1			明細表 第8号
技術管理費	式	1			
土質等試験費	式	1			明細表 第9号

工事費内訳表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
共通仮設費率分	式		1		
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費	式		1		
現場管理費					
工事原価					
一般管理費等	式		1		
工事価格					
消費税等相当額					
請負工事費					

明細表 第1号

明細表

明細表 第 2号
作業道①(傾斜部) W=2.0m

明細表						
名称・規格・条件	単位	数量	重量	単価	金額	摘要
レバトフニス(本体)撤去 規格B-1型 檻高1.2m B	m	7				
手水鉢移設 No. 4付近	箇所	1				
遺物移設 No. 4付近	箇所	1				
庭石移設 No.1~No.2付近	箇所	3				
灯篭移設 No. 1付近	基	1				
敷錆板敷設(材工具) No. 7付近 1829*914*22 289kg/枚	枚	1				
吸出し防止材設置	m ³	140				
簡易仮締切工 製作・設置、流用土・耐候性(Φ110 H=110cm)長期仮設対応(3年)	袋	19				
大型土のう①制作・据付 小型BH0.25m ³ 1.7t吊 耐候性(Φ110 H110cm) 長期仮設対応(3年) 撤入土 積込(ルーツ) 土砂、土量50,000m ³ 未満	袋	84				
	m ³	100				

明細表 第 2号

明細表 第 3号
作業道(平坦部)

W=2.0m A=48.0m²

明細表

P. 22

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
クラッシュプルーフ板 C-40	m ³	5			
吸出し防止材設置	m ²	72			
1式 当り					

明細表 第4号
作業道②(石段部)

W=2.0m L=7.5m

明細表

明細表 第 5号
U型側溝布設(起点部)

300A 300*300*600 L=9.00m

明細表

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
床掘り 土砂 ,上記以外(小規模) , しない(標準)(全ての費用)	m3	3			
埋戻し 上記以外(小規模) ,土砂 , しない(標準)(全ての費用)	m3	1			
U型側溝 PU1-B300-H300*600 ,据付 ,基礎碎石あり ,グラシャン 40~0	m	9			
舗装版切断 コンクリート舗装版 ,15cm以下 , しない(標準)(全ての費用)	m	8			
構造物とりこわし 無筋構造物	m3	0.3			
搬運搬 コンクリート(無筋)構造物とりこわし ,DID区間有り ,5.7km以下 ,しない(標準)(全ての費用)	m3	0.3			
処分料 再生骨材-1	m3	0.3			
碎石敷均し(機械)10cm 敷均し幅2.5m以上 バックホウ 舗装面仕上無 C-40	m ²	20			
10.0 式 当り					

明細表 第 6号

員備聲導誘通交明細表 第 7 号

明細表

明細表 第 8号

明細表 第 9号